

板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035 基本方針

第 1 章 計画策定にあたって

1 背景と目的

板橋区は、平成 14（2002）年に策定した「板橋区バリアフリー推進条例」に基づき、平成 15（2003）年に「板橋区バリアフリー推進計画」を策定し、区内のバリアフリー化を進め、移動の連続性や施設利用の快適性の確保に努めてきました。また、ソフト面においてもバリアフリーの取組を進めてきました。

その後、社会・経済状況が成熟化し、多様な立場の方が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、従来のバリアフリー施策にとどまらず、子育て世代や外国人への対応など、より幅広い取組を行う必要がありました。そこで、年齢・性別・国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、平成 28 年に「板橋区バリアフリー推進条例」を「板橋区ユニバーサルデザイン推進条例」へと改正しました。また、条例の理念に基づいて区の取組を計画的に推進するため、平成 29（2017）年に「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025（以下「推進計画 2025」という。）」を策定しました。

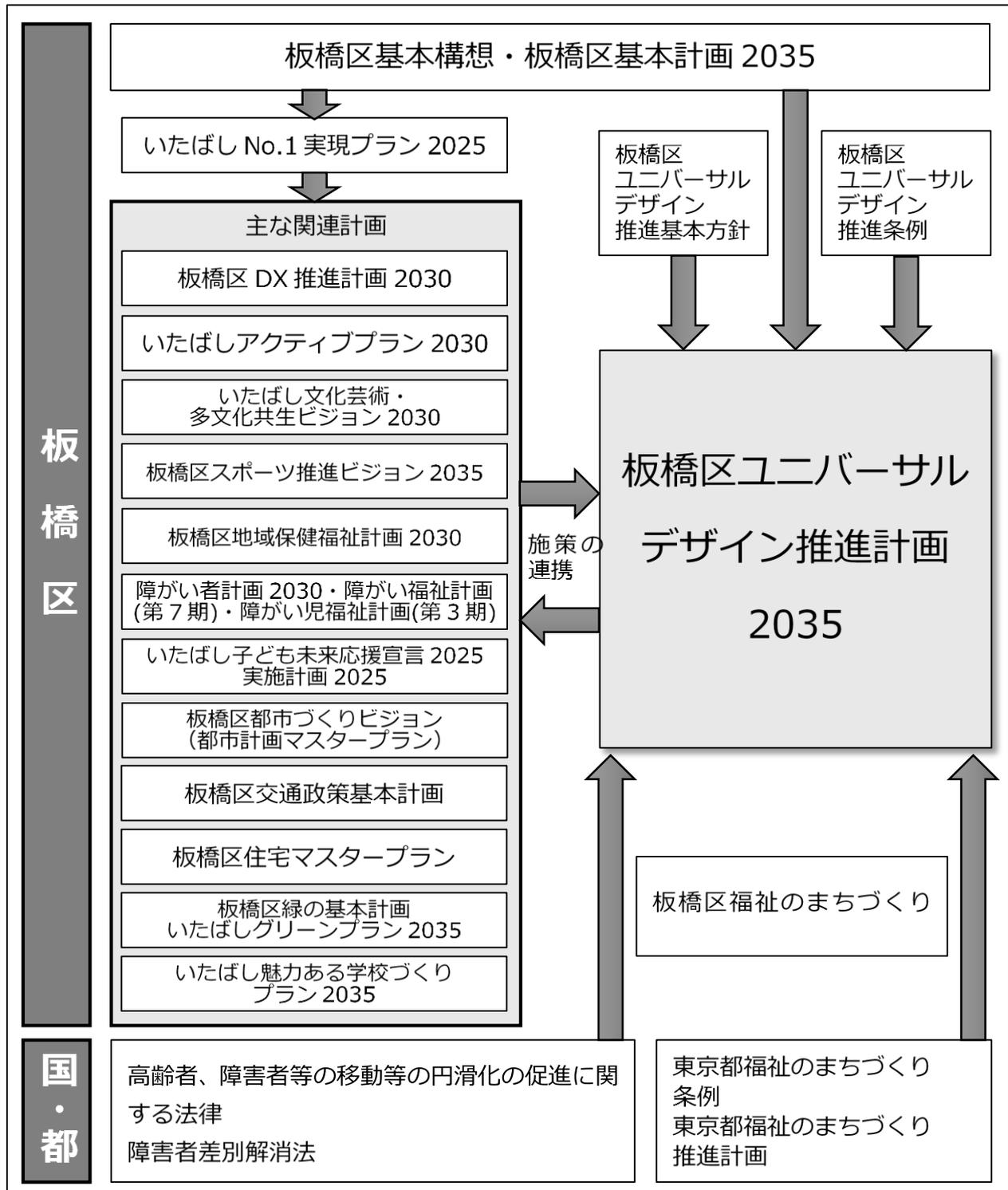
推進計画 2025 は、令和 7（2025）年度で計画期間が終了します。策定から 9 年が経過する中で、少子高齢化の一層の進行、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、SDGs の理念に基づく持続可能な社会の実現に向けた取組の広がり、デジタル技術の急速な進展、災害に対する意識変容など、社会情勢は大きく変化しました。

将来の予測が難しい時代においても、ユニバーサルデザインの理念を基盤とした、だれもが安心して快適に暮らし、自分らしく活躍できる社会を実現するため、次の 10 年を見据えた新たな計画「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例 8 条に基づき策定するものであり、板橋区基本構想及び基本計画 2035 を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取組を体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【推進計画の位置づけ図】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間です。なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、概ね 5 年を目途に実施状況の振り返りを行い、本計画の見直しを検討します。

第 2 章 板橋区の現状と課題

1 国及び東京都の動向

（1）国の動向

○バリアフリー法（高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律）

バリアフリー法は、平成 18（2006）年に制定されました。平成 30（2018）年の改正では、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が基本理念として明記され、区市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度が創設されました。さらに、令和 2（2020）年の改正では、情報提供に関する事項、国民の理解の増進及び協力の確保が追加されています。

○障害者基本法、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者基本法は昭和 45（1970）年に制定され、平成 23（2011）年の改正では、「社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」としました。平成 25（2013）年に制定された障害者差別解消法では、合理的配慮の実施を日本国政府や地方公共団体、独立行政法人、特殊法人については義務としました。令和 6（2024）年の改正により、一般事業者に対しても義務となりました。

○ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）

平成 30（2018）年に施行され、ユニバーサル社会の実現に向けた以下の施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。障がい者・高齢者への社会的障壁の除去の他、スポーツや文化芸術などあらゆる分野における活動に参画する機会の確保、安全・安心の確保等が挙げられています。

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法（障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）

令和 4（2022）年に施行され、施策推進の基本的な考え方として以下が規定されています。

- ・情報の取得・利用、意思疎通の手段について、可能な限り、障害の種類・程度に応じた手段を選択することができるようにする。
- ・日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。
- ・障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるようにする。
- ・デジタル社会において、高度情報通信ネットワークの利用や情報通信技術の活用を通じ、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。

(2) 東京都の動向

○東京都福祉のまちづくり条例

東京都福祉のまちづくり条例は、平成7（1995）年に制定され、平成21（2009）年の改正では、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現をめざすこととなりました。

○東京都福祉のまちづくり推進計画

「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」が令和6（2024）年に策定されました。全ての人々が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるための計画です。計画の中では、以下の5つの視点が挙げられています。

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(3) 民間企業等の動き

国内民間企業の取組は世界的にも早く、平成9（1997）年にはグッドデザイン賞の中に「ユニバーサルデザイン特別賞」が新設されています。また、日本政府がISO（国際標準化機構）に指針を提案し、平成13（2001）年に、『ISO/IECガイド71：高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針』が発行されました（この指針ではアクセシブルデザインという言葉が用いられています）。平成15（2003）年には、関係省庁、各機関、学会、団体の参加により、アクセシブルデザインフォーラムが発足しました。また、同年、電気、自動車、食品、衣料などのメーカーが参加する国際ユニバーサルデザイン協議会が発足し、ユニバーサルデザイン商品の標準化や普及促進が行われています。国内の2022年度のアクセシブルデザイン市場規模は3兆円を超えると推計されています。

以下に、板橋区内の特徴的な民間企業・大学の活動例を紹介します。

○東京都チャレンジプラスTOPPAN株式会社

東京都チャレンジプラスTOPPAN株式会社は、凸版印刷株式会社および、東京都と板橋区の共同出資により設立された第三セクター方式による重度障がい者雇用モデル企業です。オフィスサポート事業の他、障がい当事者ネットワークで構成される約2,400名の障がい者パネルを活用した、ユニバーサルデザイン商品やWebサイトアクセシビリティなどへのコンサルティング事業が行われています。また、バリアフリー情報サイト「らくゆく」を展開しています。

○東京家政大学（文言調整中）

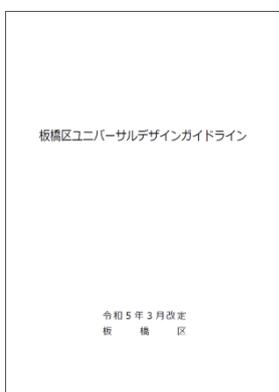
東京家政大学では、ユニバーサルファッションの研究が行われています。ユニバーサルファッションとは、高齢の人や障がいのある人が、着たい服や着やすい服などを不自由なく手にすることができ、誰もが好きな服を楽しめる社会づくりを目指す理念です。例えば、車いすにすわったときにも快適でおしゃれに見えるコーディネート「すわりコーデ」などが提唱されています。

※「すわりコーデ」の写真と説明が入ります。

2 推進計画 2025 における主な取組

区では、推進計画 2025 に基づき、さまざまな施策を推進しました。以下に主な取組を紹介します。

(1) 板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの策定



板橋区ユニバーサルデザイン
ガイドライン

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、法令や条例などの技術的な基準や接遇マニュアルを守るだけでなく、利用者の視点に立ち、継続的な改善を図ることが重要です。区では、この理念に基づき、平成 30 年に「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、基本的知識、適切な対応方法、取組プロセス、施設整備の基本的考え方を体系的に整理しました。本ガイドラインは、スパイラルアップ（継続的改善）の考え方にに基づき、社会情勢の変化や多様化するニーズ、実践で得られた知見を反映させるため、これまでに 2 回改定を実施しました。

(2) パンフレット「まちのなかで気づくかな？」の配付



ユニバーサルデザイン啓発パンフレット
「まちのなかで気づくかな？」

ユニバーサルデザインの理念を、幅広い世代に親しみやすく伝えるため、啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな？」を作成し、これまでに延べ 14,000 部以上を配付しました。

本パンフレットは、日常生活のさまざまな場面をイラストで表現し、困りごとを抱える方々への気づきと適切な配慮・支援について考える機会を提供するものです。保育園児の理解促進や小学校の総合的な学習の時間での教材として活用されるほか、区主催イベントでの配付を通じて、ユニバーサルデザインの普及啓発や人材育成に寄与しています。

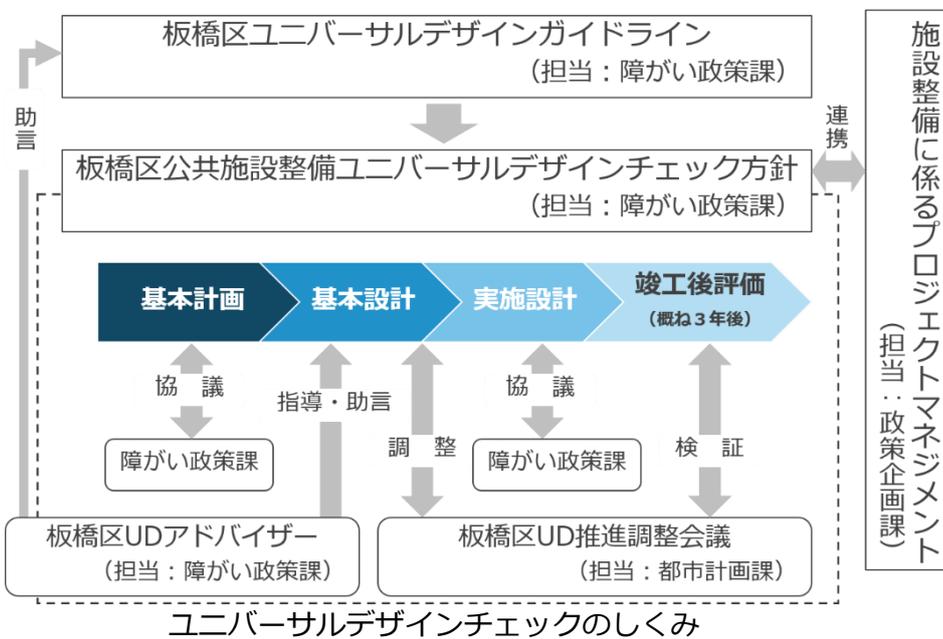
(3) ユニバーサルデザインチェックの実施

「板橋区公共施設整備ユニバーサルデザインチェック方針¹」に基づき、区の公共施設整備において、ユニバーサルデザインの考え方に沿った適切な配慮がされているかをチェックする体制を構築しています。このチェックは、「基本計画」「基本設計」「実施設計」「竣工後検証評価」の各段階において、関係部署と緊密に連携しながら実施しています。

平成30年の運用開始以降、延べ43件のユニバーサルデザインチェック（以下、「UDチェック」）を実施し、多様な利用者に配慮した施設整備を推進しました。特に竣工後検証評価では、実際の利用状況を踏まえた検証を行い、その結果を次の公共施設整備に反映させるスパイラルアップのしくみを確立しています。これにより、継続的な改善サイクルを通じて、より高い水準のユニバーサルデザインの実現をめざしています。

＜ユニバーサルデザインチェックの実績＞

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	計
件数	6	8	2	3	6	8	10	43



大規模改修時にユニバーサルデザインチェックを行った植村記念加賀スポーツセンター

¹ 「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」に沿った統一的なユニバーサルデザインの考え方にに基づきチェックを行うことを通じて、個々の公共施設の価値だけでなく、区の公共施設全体の価値を高め、すべての人が快適に利用できる施設を整備するための方針



植村記念加賀スポーツセンターUD チェック竣工後検証評価時の関係部署担当者会
 (左：職員による当事者疑似体験 右：当事者疑似体験後の振り返り)

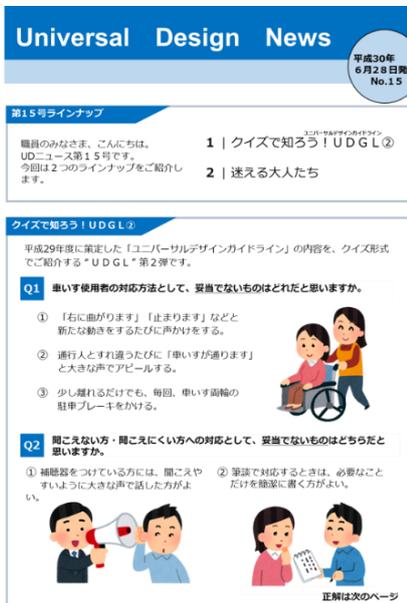
(4) 職員研修の実施



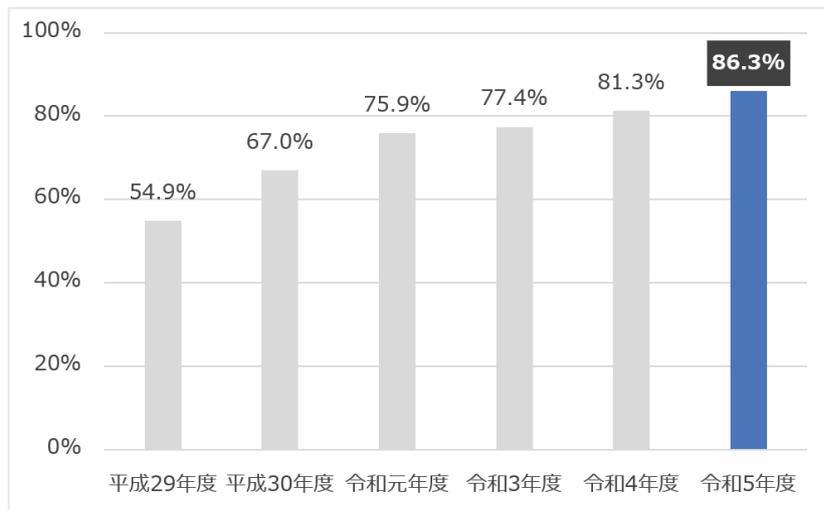
職員研修の様子

区職員のユニバーサルデザインに対する理解と実践力を高めるための研修を実施しています。研修では、接遇や多様な特性の理解などのソフト面に加え、施設設計や管理運営などのハード面の視点も取り入れ、総合的なユニバーサルデザイン推進能力の向上を図っています。研修を通じて職員の「気づき」を促し、日常業務においてユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れる組織文化の醸成に努めています。また、庁内広報誌「ユニバーサルデザインニュース」を令和6(2024)年度までに38回発行し、先進事例の紹介や取組状況を共有することで全庁的な普及啓発を進めてきました。

こうした継続的な取組の結果、区職員におけるユニバーサルデザインの理解度²は、平成29(2017)年度の54.9%から令和5(2023)年度は86.3%まで大幅に向上しました。



ユニバーサルデザイン
 ニュース



ユニバーサルデザイン職員アンケート
 ユニバーサルデザインの理解度

² 理解度：具体的な事例や言葉の意味まで知っている割合

(5) 出前講座やイベントでの普及啓発

区民や事業者などを対象に、区職員を講師として派遣する出前講座を実施し、ユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供してきました。これらの講座では、参加者が日常生活や事業活動においてユニバーサルデザインを実践できるよう、実例を交えたわかりやすい内容を心がけています。

また、区役所本庁舎1階イベントスクエアで実施したユニバーサルデザイン展をはじめ、区主催のイベントにおいてユニバーサルデザインの普及啓発コーナーを設置し、多くの来場者にユニバーサルデザインの重要性と実践方法を伝える取組を展開してきました。

UD スクールの写真が入ります。

保育園児がユニバーサルデザインについて学ぶUDスクール



区役所本庁舎で実施した啓発イベント
ユニバーサルデザイン展



小学校でのユニバーサルデザイン出前講座



区主催イベント「SDGs マルシェ」での
ユニバーサルデザインの啓発

(6) おでかけマップの充実

すべての人が安心して外出し、積極的な社会参加ができるよう、区ホームページ上に「おでかけマップ」を整備・公開しています。このマップでは、区内の公共施設および一部の民間施設のバリアフリートイレや赤ちゃんの駅の設置状況など、多様なバリアフリー情報を掲載しています。



おでかけマップ

3 計画策定の基礎調査

(1) 区民アンケート調査の概要

①目的

本計画の策定にあたり、区民のユニバーサルデザインに対する理解度や意識、日常生活における課題、今後求められる施策の方向性を的確に把握するため、区民アンケート調査を実施いたしました。

②調査の概要

項目	内容
対象	住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の区民 3,000 名（外国籍含む）
配布・回答方法	配布 郵送による 回答 郵送またはWEB
調査期間	郵送 令和 6（2024）年 9 月 17 日～10 月 8 日 WEB 令和 6（2024）年 9 月 17 日～10 月 14 日
配慮事項	・外国籍住民には英語版の調査票を同封 ・調査票の漢字にはふりがなを振った ・調査票および封筒に音声コードを印字

③回収数

回収数 | 1,033 件 / 配布数 3,000 件

回収率 | 34.4%

(2) 区民アンケート調査の結果

①ユニバーサルデザインの認知度³

- ・ユニバーサルデザインの理解度は 34.3%、認知度は 59.0%と、平成 28（2016）年度の前回調査と比較して 7～8%上昇しているものの、区民全体としては依然として十分な水準に達しているとは言えません。年齢層別の分析では顕著な差異が見られ、若年層ほど認知度が高く、特に 20 代では 86.4%となった一方、75 歳以上では 40.9%に留まりました。
- ・障害者差別解消法で規定されている「合理的配慮」の認知度については、ユニバーサルデザインの概念を理解している層ほど高い傾向が明らかになりました。

②ユニバーサルデザインへの評価

- ・「ユニバーサルデザインの取組が 10 年前に比べて進んでいるかどうか」という設問に対し、「思う」「まあ思う」と肯定的に回答した区民は合計の 41.3%にとどまっています。分析の結果、ユニバーサルデザインへの認知度と評価には相関関係が見られました。特に「ユニバーサルデザインの具体的な事例まで知っている」と回答した層では、「思う」「まあ思う」の合計が 69.0%に達しており、理解度の深さが評価の高さに関係していることが明らかになりました。

³ 認知度：具体的な事例は分からないが言葉だけは知っている割合

③ユニバーサルデザインの取組に対する分野別評価

- ・区民が「取組が進んでいる」と評価している分野の上位3項目は、以下のとおりです。
 - 「だれもが快適に利用できるトイレの整備」
 - 「目的地までスムーズに移動できる公共交通機関の整備」
 - 「だれもが快適に利用できる建物や公園の整備」

これらの結果から、区民はハード面の取組に対する認識が比較的高い傾向が見られました。

- ・一方、「多様な人が社会や地域活動に参加できる環境づくり」、「多様な人の意見を取り入れるしくみづくり」、「区、地域活動団体、大学、民間企業など、各主体の連携・協同」といった多様な人の参画や意見の取り入れ、連携・協同については評価が低い傾向にありました。

④ユニバーサルデザインへのニーズ

区民アンケート調査から明らかになった主なニーズは以下のとおりです。

【1】だれもがわかりやすく収集・利用しやすい情報の提供

全体で最も高いニーズとなっています。特に、高齢者層からのニーズが顕著です。自由記述欄からは、情報のオンライン化に対する期待と不安の両面が確認されました。

【2】誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

「障がい者世帯」「介護・介助者世帯」において特に高いニーズが示されており、災害時・緊急時に対する不安が大きいことが伺えます。

【3】だれもが快適に利用できるトイレ

「妊娠中・未就学児世帯」で特に高い割合を占めています。

【4】目的地までスムーズに移動できるための公共交通機関

「妊娠中・未就学児世帯」「介護・介助世帯」「障がい者世帯」からのニーズが高くなっています。

【世帯類型別の特徴的なニーズ】

<外国籍者世帯>

「多様な立場の方を理解する学びや交流の場」

「多様な人が社会や地域活動に参加できる環境づくり」

<小中学生世帯>

「暮らしを便利で豊かにするサービスの提供」

「目的地までスムーズに移動できるための公共交通機関」

(3) ユニバーサルデザイン推進における現状の課題

区民アンケート調査結果を踏まえ、本計画の策定にあたっての現状の課題を以下のとおり整理しました。

① ユニバーサルデザインの普及と実践

ユニバーサルデザインの認知度をさらに高めていく必要があります。区民アンケートからは、ユニバーサルデザインに対する理解や関心を深める啓発活動等へのニーズが高いことが明らかになりました。多様な啓発活動を通じて認知度を向上させ、区民・地域団体・事業者がユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、日常生活の中での実践につなげることが必要です。

②だれもが利用しやすい情報・サービス

- ・社会全体で少子高齢化が進む一方、区内在住の外国人割合は2035年に約8.5%となる推計が示されています。区民アンケートの結果では、「だれもがわかりやすく、収集・利用しやすい情報の提供」が最も高いニーズとして挙がっていることから、ユニバーサルデザインの視点に立った、より分かりやすく質の高い情報提供や案内表示、多言語対応の推進とともに、多様な利用者に配慮した窓口運営やコミュニケーション支援の充実が必要です。
- ・デジタル技術を活用し、対面・オンライン双方の利便性が向上し、多様な選択肢の提供が区民サービスの向上に寄与しています。一方で、オンライン化の普及に伴うデジタル技術やインターネット利用の格差に対する不安の声も寄せられています。だれもがデジタルの利便性を享受できる環境整備と支援体制の構築が必要です。

③だれにとってもやさしいまちづくり

- ・道路・公園・トイレ・建物・公共交通機関のハード整備については一定の進展が評価される一方、区民アンケートでは今後のニーズとしても高い割合を占めており、より使いやすい施設やだれもがスムーズに移動できる環境の整備が求められています。施設整備にあたっては、多様な利用者目線に立ち、庁内組織横断的に一丸となって取り組むとともに、関係機関と必要な協議・調整を適切に行い、効果的な整備の推進が必要です。
- ・災害時・緊急時の備えについては、特に「介護・介助者世帯」「障がい者世帯」から高いニーズが示されました。ユニバーサルデザインの視点に立った避難所整備や災害に関する情報発信等、全庁を通じた取組として防災対策の推進が必要です。

④みんなが参画するユニバーサルデザインのしくみづくり

これまで区では、まちづくり等において有識者や当事者団体、公募区民等で組織されたユニバーサルデザイン推進協議会に諮ることで当事者の意見を取り入れ、また普及啓発等においては大学や企業、NPO 団体等と連携して取り組みを進めてきました。区民アンケートの自由記述欄では、多様な人の意見の取り入れることの重要性に関するご意見が寄せられており、当事者の声を聞き、多様な主体が参画するためのしくみづくりが求められています。

第3章 めざす将来像、取組の指針

1 計画における理念

推進計画 2025 では、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例の理念に基づき、ユニバーサルデザインの推進に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施してきました。本計画においても、引き続きこれまでの理念を継承し、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

2 ユニバーサルデザインの定義

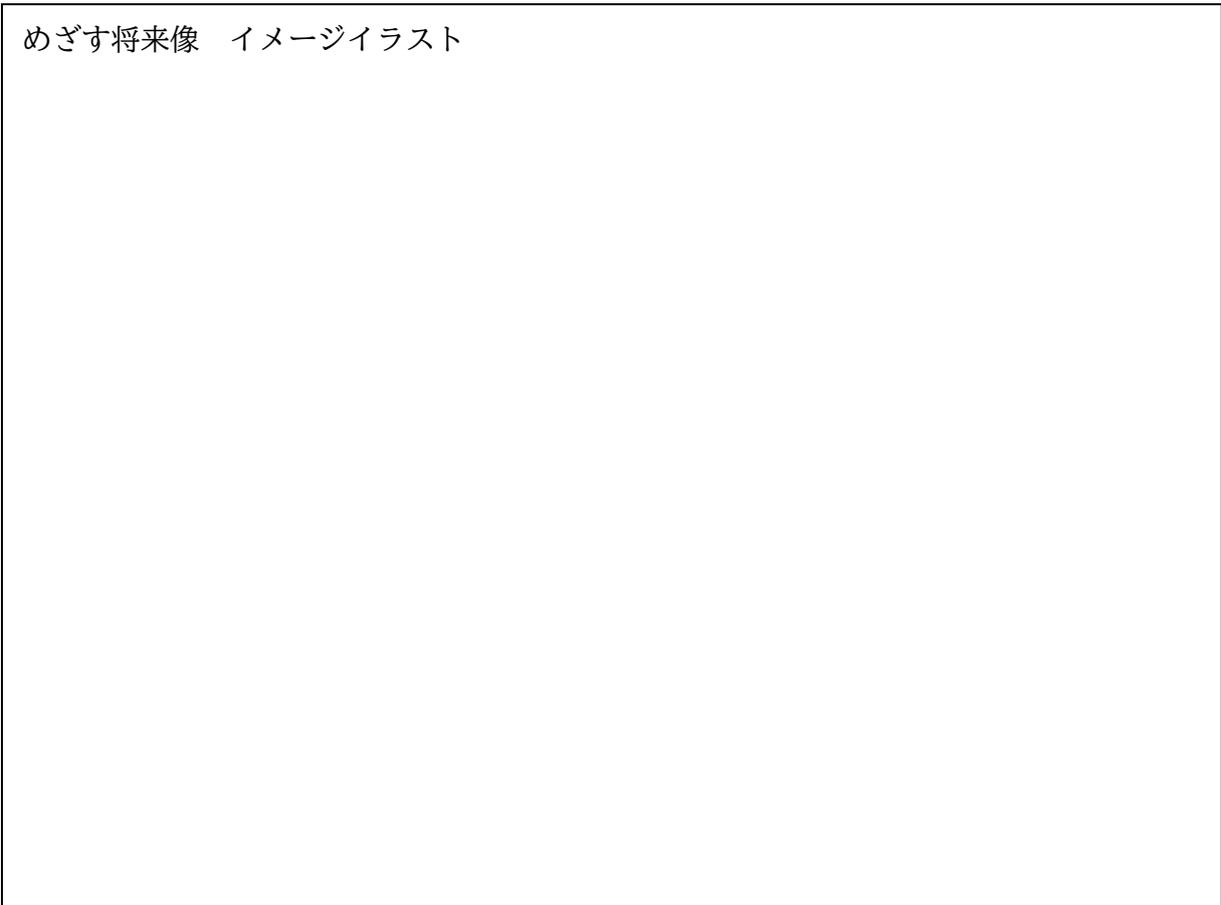
ユニバーサルデザインとは、『基本的人権の尊重』を基本理念として、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることです。

3 めざす将来像

計画の背景や区の現状と課題、板橋区におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方を踏まえ、本計画がめざす将来像を以下のとおりとします。

「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく過ごせるまち いたばし」

めざす将来像 イメージイラスト



4 取組の指針

めざす将来像の実現に向けた取組の指針は、以下のとおりとします。

指針1 ユニバーサルデザインの理念を広める「ひと」づくりと、みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

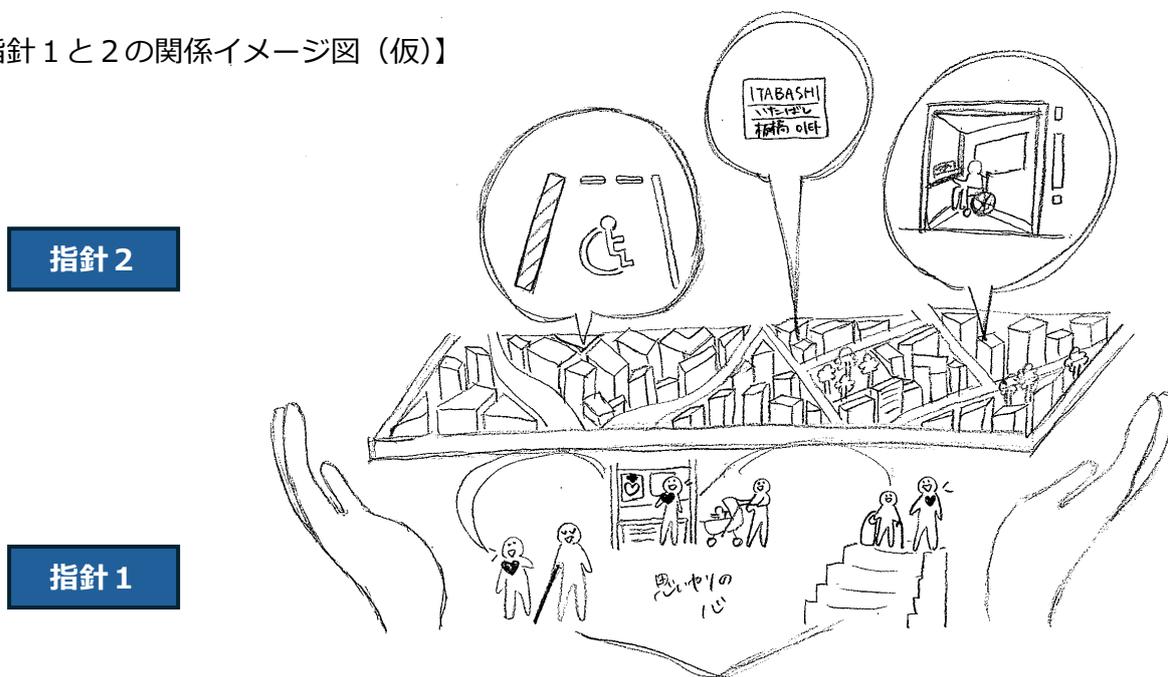
ユニバーサルデザインのまちづくりには、区民一人ひとりがユニバーサルデザインの理念を正しく理解し、互いに尊重し合い、思いやりを持って支え合うことが大切です。このような意識と行動が区全体に浸透するよう、意識啓発の強化やユニバーサルデザインについて学ぶ機会の充実などの取組を通じた「ひと」づくりを推進します。

また、様々な主体が参画してそれぞれがユニバーサルデザインのまちづくりの担い手となることも大切です。そのため、みんなでユニバーサルデザインの取組に主体的に参画し、各主体の意見が反映できる「しくみ」づくりを推進します。

指針2 だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「暮らし」づくり

日常生活において、すべての人がスムーズに移動でき、建物の使いやすさ、情報のわかりやすさ、手続きの簡便さなどを実感できる環境は、区民の心地よさと生活の質の向上につながります。そのために、平常時・災害時の両方を見据えた移動環境の整備、公共施設・建築物のユニバーサルデザイン化、多様な方法による情報アクセシビリティの向上、手続きの簡素化と包括的なサポート体制の充実などの取組を通じて「まち」「暮らし」づくりを推進します。

【指針1と2の関係イメージ図(仮)】



指針2を効果的に推進するためには、指針1の基盤が不可欠です。

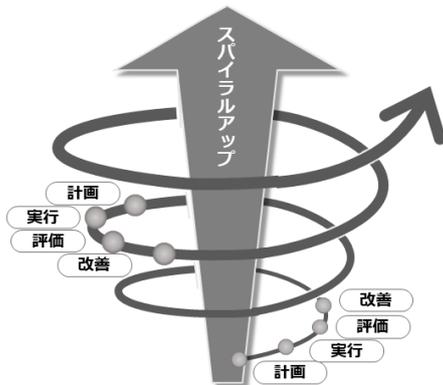
ユニバーサルデザインに配慮した整備がなされていても、その役割や意義に対する利用者の認識が不足していると、真に必要としている人の適切な利用や配慮に繋がらない場合があるからです。基盤となる指針1「ひとづくり」「しくみづくり」と、指針2「まちづくり」「暮らしづくり」を一体的に進めることで相乗効果を生み、だれもが心地よい暮らしを描ける未来をめざします。

第4章 取組を貫く視点

取組の指針に基づいて施策を進める上で重視する視点は以下のとおりです。

1 既存事業のスパイラルアップと新規事業の効果的な導入

区は、平成15（2003）年の「板橋区バリアフリー推進計画」策定以降、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に向けた取組を体系的かつ計画的に進めてきました。本計画の実行にあたっては、これまでの取組の成果と現状の課題を踏まえつつ、社会情勢の変化や多様化する区民ニーズに対応するため、既存事業のスパイラルアップを図ります。また、現状分析から抽出された課題に対して効果的と判断される新規事業については、適切に導入を図ります。なお、既存事業のスパイラルアップにおいても新規事業の導入においても、可能な限りEBPM⁴の考え方に基づくものとします。

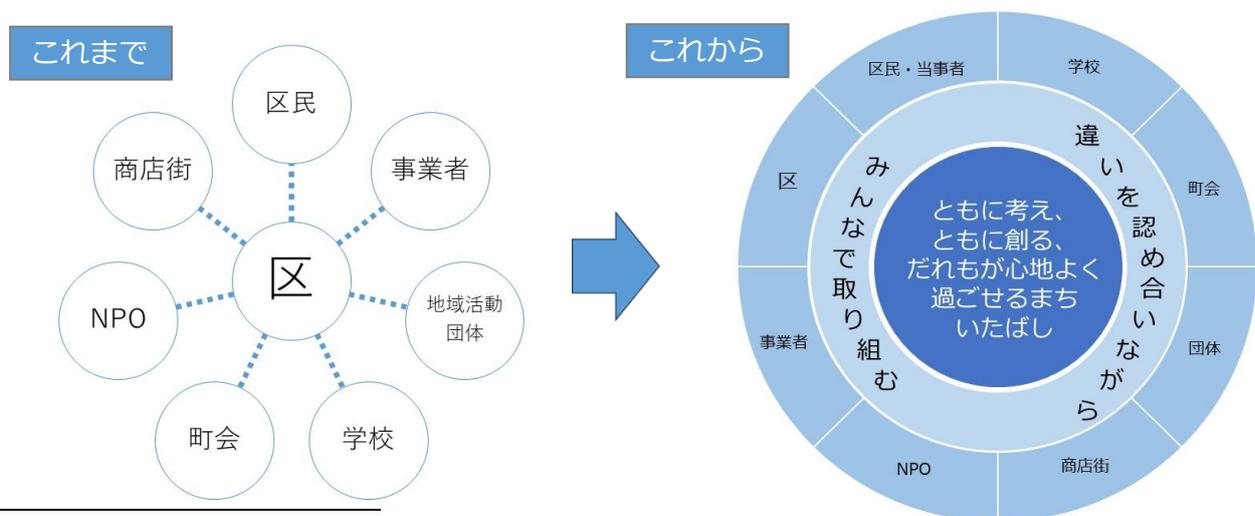


スパイラルアップのイメージ

スパイラルアップとは、螺旋階段をのぼっていくようなイメージで、計画・実行・評価・改善の好循環を継続していくことです。

2 みんなで取り組むユニバーサルデザイン

推進計画2025策定以降、区のみならず、地域団体や企業など様々な主体がそれぞれの活動領域においてユニバーサルデザインを推進し、必要に応じて連携してきました。今後、社会情勢の変化や不確実性の高まる時代において、ユニバーサルデザインの基盤を強固なものとするためには、当事者を含む多様な主体の積極的な参画および連携の強化が不可欠です。より豊かなユニバーサルデザインのまちづくりのために、様々な立場の多様な人が互いの違いを認め合いながら参画・連携し「みんなで取り組む」姿勢を進めます。



⁴ 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする

第5章 指針の体系図

